

公 告

次のとおり条件付一般競争入札を行います。

令和 7 年 3 月 5 日

収支等命令者

佐賀県畜産試験場長 脇屋 裕一郎

1 競争入札に付する事項

- (1) 品名 液体窒素（ローリー）単価契約
- (2) 入札条件等 入札条件書による
- (3) 履行期間 契約締結の日～令和 8 年 3 月 3 1 日
- (4) 納入場所 佐賀県畜産試験場
- (5) 入札方法 入札は 1 k g 当たりの単価の入札とする。入札単価は 1 0 銭単位とし、消費税及び地方消費税を含まない金額とする。

2 入札参加資格

入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であること。なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 物品の製造、修理、購入又は賃貸借に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程(昭和 41 年佐賀県告示第 129 号)第 1 条の規定に基づく入札参加資格を、入札書の提出期限の時点で有すること。
- (2) 県内企業（県内に本店を有する。県内に支店を有し、県内従業員比率が 50%以上又は県内従業員数 50 人以上。誘致企業）であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更正手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 開札の日の 6 か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。
- (6) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (7) 自己または自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者。
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもつ

て暴力団又は暴力団員を利用している者。

オ 暴力団または暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者。

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者。

3 入札参加資格を得るための申請の方法

- (1) 上記2 (1) の資格のない者で競争入札への参加を希望する者は、佐賀県所定の「入札参加資格認定申請書」様式に必要事項を記入の上、下記①に速やかに提出し、入札書の提出期限の時点までに競争入札参加資格の登録を受けること。

①入札参加資格認定審査を担当する部局の名称及び申請書の提出場所

郵便番号 840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県出納局総務事務センター 用度・車両担当

電話 0952-25-7194 E-mail: soumujimu@pref.saga.lg.jp

② 申請書様式の入手先

上記①の部局又は佐賀県ホームページ(<http://www.pref.saga.lg.jp/>)

なお、入札参加届の提出時点で2の(1)の資格のない者は、入札の日時までに2の(1)の登録を受けたことがわかる書面を入札書とともに提出すること。

4 入札者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、「入札参加届」及び「営業概要書」「同種業務の履行実績調書」を、令和7年3月14日(金曜日)17時までに畜産試験場に持参又は郵送(同日時必着)すること。「入札参加届」等を提出した後、入札に参加しないこととした場合は、理由を記入した辞退届を書面で提出すること。

期限までに提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札条件書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号 849-2305 佐賀県武雄市山内町宮野23242-2

畜産試験場 総務課 電話 0954-45-2030 E-mail chikusanshiken@pref.saga.lg.jp

- (2) 入札条件書の交付方法

佐賀県ホームページに掲載するとともに、上記5の(1)の部署で随時交付(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日は除く。)する。

- (3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 開札日時 令和7年3月25日(火曜日)10時

イ 開札場所 佐賀県畜産試験場 応接室

ウ 入札書の提出方法 入札書を持参し、または郵送すること。

入札を郵送で行う場合には、表に「入札書在中」と朱書きし、簡易書留で郵送すること。

また、令和7年3月24日（月曜日）17時までに畜産試験場必着とする。入札書の提出期限を過ぎて到着した場合は無効とし、開封しない。

エ その他 入札に関する事項は「入札条件書」に記載

6 その他

（1）入札方法に関する事項

ア 入札は、別に定める入札書により、本人又はその代理人が行うものとする、ただし、代理人が入札をする場合は、入札前に委任状を提出するものとする。

イ 入札書には、入札条件書に示された金額を記載すること。

ウ 入札価格の表示はアラビア数字を用い、頭始に「¥」の記号を、末尾に「—」の記号を付記すること。

（2）開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県職員を立ち合わせて行う。

（3）入札の延期

天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができない場合は延期することもあるので、事前に5の（1）の問い合わせ先に確認すること。

（4）入札の無効 次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

ア 参加する資格のない者

イ 当該入札について不正行為を行った者

ウ 入札書の金額、氏名について誤脱又は判読不可能なものを出した者

エ 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者

オ 入札書の金額を訂正したものを提出した者

カ 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるものを提出した者

キ 民法（明治29年法律第89号）第95条（錯誤）により取り消すことが認められるものを提出した者

ク 1人で2以上の入札をした者

ケ 代理人でその資格のない者

コ 前各号に掲げるもののほか、競争入札の条件に違反した者

（5）入札又は開札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止する。この場合の損害は入札参加者の負担とする。

ア 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

（6）落札者の決定方法

ア 佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第105条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

イ 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者が2人以上あるときは、

直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札候補者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

ウ 第1回目の開札の結果、落札者がいないときは直ちに再度入札（第1回目を含め2回を限度）を行う。ただし、郵便により入札書を提出した者が開札に立ち会っていない場合には、再度入札は、後日、日を改めて行う。

（7）入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

（8）入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 佐賀県財務規則第103条第3項第2号により免除する。

イ 契約保証金 佐賀県財務規則第115条第3項第3号により免除する。

（9）契約書作成の要否 要

（10）その他詳細は、入札条件書による。

（11）この公告に掲げる入札は、令和7年2月の議会において、当該単価契約に係る令和7年度予算が成立しない場合は中止する。この場合は、佐賀県ホームページにより公告する。